



山形県公報

平成26年12月26日（金）
第2609号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………（市町村課）…1359
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則……………（障がい福祉課）…同

告 示

- 農用地利用配分計画の認可……………（農政企画課）…1394
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1397
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…1398
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…同

公 告

- 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格者認定考査の実施……………（公安委員会）…同
- 一般競争入札の公告……………（中央病院）…1400
- 同……………（鶴岡病院）…1401

規 則

山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

山形県行政書士法施行細則（昭和26年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「第17条の2第1項第5号」を「第17条の2第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月27日から施行する。

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。
平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第68号

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）の施行については、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（支給認定の申請）

第2条 法第6条第1項の規定による申請は、特定医療費（指定難病）支給認定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

（指定医の指定の申請）

第3条 省令第16条第1項の規定による指定の申請は、指定医指定申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

（指定医の指定の更新の申請）

第4条 省令第17条第2項の規定による指定の更新の申請は、指定医指定更新申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

（指定医の指定の申請事項の変更の届出）

第5条 省令第19条の規定による届出は、指定医指定申請事項変更届（別記様式第4号）により行うものとする。

（指定医の指定の辞退の申出）

第6条 省令第20条第1項の規定による指定の辞退の申出は、指定医指定辞退申出書（別記様式第5号）により行うものとする。

（医療受給者証）

第7条 法第7条第4項に規定する医療受給者証の様式は、特定医療費（指定難病）受給者証（別記様式第6号）によるものとする。

（支給認定の申請事項の変更の申請）

第8条 法第10条第1項の規定による申請は、特定医療費（指定難病）支給認定申請書により行うものとする。

（支給認定の申請事項の変更の届出）

第9条 省令第13条第1項の規定による届出は、特定医療費（指定難病）受給者証記載事項等変更届（別記様式第7号）により行うものとする。

（医療受給者証の再交付の申請）

第10条 省令第26条の規定による申請は、医療受給者証再交付申請書（別記様式第8号）により行うものとする。

（指定医療機関の指定の申請）

第11条 法第14条第1項の規定による申請は、指定医療機関指定申請書（別記様式第9号から別記様式第11号まで）により行うものとする。

（指定医療機関の指定の更新の申請）

第12条 法第15条第1項の規定による指定の更新の申請は、指定医療機関指定更新申請書（別記様式第12号から別記様式第14号まで）により行うものとする。

（指定医療機関の指定の申請事項の変更の届出）

第13条 法第19条の規定による届出は、指定医療機関指定申請事項変更届（別記様式第15号から別記様式第17号まで）により行うものとする。

（指定医療機関の休止等の届出）

第14条 省令第43条の規定による届出は、指定医療機関休止（廃止・再開）届（別記様式第18号から別記様式第20号まで）により行うものとする。

（指定医療機関の指定の辞退の申出）

第15条 法第20条の規定による指定の辞退の申出は、指定医療機関指定辞退申出書（別記様式第21号から別記様式第23号まで）により行うものとする。

（書類の経由）

第16条 この規則の規定により知事に提出する書類のうち第2条及び第8条から第10条までに規定する書類は、当該書類を提出する者の居住地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に法の規定により提出されている書類は、この規則の相当規定により提出された書類とみなす。

別記

様式第1号

(表)

特定医療費（指定難病）支給認定申請書

申請区分	新規 ・ 更新 ・ 変更		受給者番号 (新規は記入不要)							
受診者	フリガナ				性別	男・女	生年月日	年	月	日
	氏名									
	フリガナ	(郵便番号)								
	住所	(電話番号)								
加入している医療保険	被保険者証等の種別	全国健康保険協会 ・ 健康保険組合 ・ 共済組合 ・ 国民健康保険 ・ 後期高齢者生活保護 ・ その他 ()								
	被保険者証等の記号及び番号		保険者の名称							
受診者の保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ								受診者との続柄	
	氏名									
	フリガナ	(郵便番号)					支給認定基準世帯員の氏名等及び特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請の有無	裏面のとおりに		
住所 (受診者と同じ場合は記入不要)	(電話番号)									
病名				介護認定	有無 (要支援1・2 要介護1・2・3・4・5)					
自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	次の1及び2のいずれも満たす者 1 次の生命維持管理装置を継続して常時装着する必要がある者 (1) 気管切開口又は鼻・顔マスクを介した人工呼吸器 (2) 体外式補助人工心臓 2 日常生活動作が著しく制限されている者								
	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期	月ごとの医療費総額が5万円を超える月が1年間に6回以上ある者								
	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当	病状が軽症で、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が1年間に3回以上ある者								
	<input type="checkbox"/> 重症患者認定	特定疾患治療研究事業の受給者であった者で、重症患者認定基準に該当する者								
受診を希望する指定医療機関	医療機関名					所在地				
	<input type="checkbox"/> 当該疾病で薬局を利用していません。 <input type="checkbox"/> 当該疾病で訪問看護事業者等を利用していません。									
特定医療費の支給認定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日										
申請者(受診者又はその保護者) 住所 氏名										㊟
山形県知事 殿										
※県記入欄	階層区分	A生保 ・ B1低I ・ B2低 ・ C1一般I ・ C2一般II ・ D上位			一次判定	一次審査		二次審査		
	自己負担上限額の特例	人工呼吸器等装着 ・ 高額かつ長期 ・ 軽症高額該当 ・ 重症患者認定				適	否	適	否	

- 備考 1 該当する項目の□にレ印を記入すること。
 2 「申請区分」、「性別」、「被保険者証等の種別」及び「介護認定」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
 3 ※欄は、記入しないこと。

(裏)

氏 名	受診者 との 続柄	職業又は就学の 状況等	生年月日	特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の 支給認定の申請の有無
	本人		年 月 日	
			年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ） 無
			年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ） 無
			年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ） 無
			年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ） 無
			年 月 日	有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ） 無

- 備考 1 受診者と同一の世帯に属する者のうち、当該受診者と同じ医療保険に加入している者を全て記入すること。
- 2 「特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。また、「有」を○で囲んだ場合には、病名を記入すること。

様式第2号

指定医指定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

指定医の指定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	難病指定医 ・ 協力難病指定医				
フリガナ					
氏 名					
住 所	(郵便番号)		(電話番号)		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳	性別	男・女
医 籍 登 録 番 号	第 号	医籍登録年月日	年 月 日		
主たる勤務先の医療機関	名 称				
	所 在 地	(郵便番号)		(電話番号)	
	担当する診療科名				
経 歴	診断又は治療に従事した期間	診療科名	医療機関名		
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
指定医の指定要件に関する事項	1 専門医の資格を有する場合				
	専門医の資格の名称		専門医の認定機関(学会名)		
	有効期間	年 月 日~		年 月 日	
	専門医の資格の名称		専門医の認定機関(学会名)		
	有効期間	年 月 日~		年 月 日	
	2 専門医の資格を有しない場合				
<input type="checkbox"/> 平成29年3月31日までに知事が行う研修を受講します。 <input type="checkbox"/> 知事が行う研修を受講しました。 (指定医研修の名称： 研修修了日： 年 月 日)					

- 備考 1 「申請区分」及び「性別」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
 2 専門医の資格を有しない場合は、該当する□にレ印を記入し、必要事項を記入すること。
 3 次の書類を添付すること。
 (1) 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は難病指定医の研修修了を証明する書類の写し(難病指定医の指定を受けようとする場合に限る。)
 (2) 協力難病指定医の研修修了を証明する書類の写し(協力難病指定医の指定を受けようとする場合に限る。)
 (3) 医師免許証の写し

様式第3号

指定医指定更新申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

指定医番号

氏 名

印

指定医の指定の更新を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	難病指定医 ・ 協力難病指定医			
指定医の指定要件に関する事項	1 専門医の資格を有する場合			
	専門医の資格の名称		専門医の認定機関(学会名)	
	有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
	専門医の資格の名称		専門医の認定機関(学会名)	
	有効期間	年 月 日～ 年 月 日		
	2 専門医の資格を有しない場合			
指定医研修の名称		研修修了日		

- 備考 1 「申請区分」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 次の書類を添付すること。
- (1) 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は難病指定医の研修修了を証明する書類の写し（難病指定医の指定の更新を受けようとする場合に限る。）
 - (2) 協力難病指定医の研修修了を証明する書類の写し（協力難病指定医の指定の更新を受けようとする場合に限る。）
 - (3) 医師免許証の写し

様式第4号

指定医指定申請事項変更届

年 月 日

山形県知事 殿

届出者

指定医番号

氏 名

印

指定医指定申請書の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> フリガナ 氏 名		
	<input type="checkbox"/> 住 所	(郵便番号) (電話番号)	
	<input type="checkbox"/> 医籍登録番号	第	号
	<input type="checkbox"/> 医籍登録年月日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 主たる勤務先の 医療機関	名 称	
所在地		(郵便番号) (電話番号)	
担当する 診療科名			

- 備考 1 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。
2 医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付すること。

様式第5号

指定医指定辞退申出書

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

指定医番号

住 所

氏 名

㊟

電 話 番 号

指定医としての指定を辞退しますので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

指 定 辞 退 年 月 日	年 月 日
指定を辞退する理由	

様式第6号

特定医療費（指定難病）受給者証				
公費負担者番号				
受給者番号				
指定難病名				
受 診 者	氏名 住所			
	生年月日		性別	
	保険者			
	被保険者証等の 記号及び番号		適用区分	
受診者の 保護者	氏名 住所	受診者との続柄（ ）		
指定医療機関				
自己負担上限額の特例	人工呼吸器等装着		高額かつ長期	
	軽症高額該当		重症患者認定	
自己負担上限額	月額	円	食事療養費	
有効期間				
<p>上記のとおり認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 印</p>				

注 様式の大きさは、縦137ミリメートル、横100ミリメートルとする。

様式第7号

特定医療費（指定難病）受給者証記載事項等変更届

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名					
受診者	フリガナ	(郵便番号)				
	住 所	(電話番号)				
受診者の保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ		受診者との続柄			
	氏 名					
	フリガナ	(郵便番号)				
	住 所 (受診者と同じ場合は記入不要)	(電話番号)				
受給者番号						
変更事項		変 更 前			変 更 後	
<input type="checkbox"/>	受診者に関する事項 (氏名、住所及び電話番号)					
<input type="checkbox"/>	受診者の保護者に関する事項 (氏名、住所及び電話番号)					
<input type="checkbox"/>	被保険者証等に関する事項 (種別、記号及び番号、保険者の名称並びに受診者と同一の医療保険に加入している者)					
<input type="checkbox"/>	医療保険の適用区分					
<input type="checkbox"/>	その他	1 治癒 2 死亡 3 その他 ()				
変 更 年 月 日		年 月 日				
<p>特定医療費支給認定申請書及び特定医療費受給者証の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者（受診者又はその保護者） 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 殿 印</p>						

備考 1 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更の内容を記入すること。
2 「性別」の欄及び「変更事項」の欄中「その他」については、該当するものを○で囲むこと。

様式第8号

医療受給者証再交付申請書

受 診 者	フリガナ					性別	男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)
	氏 名								
受 診 者	フリガナ								
	住 所	(郵便番号)							
		(電話番号)							
受診者の 保護者 (受診者が 18歳未満の 場合に記入 すること。)	フリガナ					受診者 との続柄			
	氏 名								
		フリガナ							
		住 所	(郵便番号)						
		(電話番号)							
受 給 者 番 号									
再交付を申請する理由									
<p>医療受給者証の再交付を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第26条の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者（受診者又はその保護者）</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>山形県知事 殿</p>									

印

備考 医療受給者証を破損し、又は汚損した場合は、当該医療受給者証を添付すること。

様式第9号

指定医療機関指定申請書（病院又は診療所）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

指定医療機関の指定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同条第1項の規定により、次のとおり申請します。

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
	医療機関コード	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
標 榜 し て い る 診 療 科 名		
役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり

別紙

役員の氏名及び職名
申請者の氏名又は名称（ ）

氏 名	職 名

様式第10号

指定医療機関指定申請書（薬局）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

指定医療機関の指定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同条第1項の規定により、次のとおり申請します。

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
	薬 局 コ ー ド	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり

様式第11号

指定医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（事業者）

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関の指定を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住 所	
		氏 名	
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
役 員 の 氏 名 及 び 職 名			別紙のとおり
訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号			

様式第12号

指定医療機関指定更新申請書（病院又は診療所）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関の指定の更新を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同法第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
	医療機関コード	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
標 榜 し て い る 診 療 科 名		
役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり

様式第13号

指定医療機関指定更新申請書（薬局）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関の指定の更新を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同法第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
	薬 局 コ ー ド	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり

様式第14号

指定医療機関指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者（事業者）

所在地

名称及び代表者氏名

㊞

指定医療機関の指定の更新を受けたいので、難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約し、同法第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定訪問看護事業者・指定 居宅サービス事業者・指定 介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住 所	
		氏 名	
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
役 員 の 氏 名 及 び 職 名			別紙のとおり
訪問看護ステーションコード又は 介護保険事業所番号			

様式第15号

指定医療機関指定申請事項変更届（病院又は診療所）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関指定申請書に記載した事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項	保 険 医 療 機 関	<input type="checkbox"/> 名 称	
		<input type="checkbox"/> 所 在 地	
		<input type="checkbox"/> 医 療 機 関 コー ド	
	開 設 者	<input type="checkbox"/> 住 所 又 は 所 在 地	
		<input type="checkbox"/> 氏 名 又 は 名 称	
	<input type="checkbox"/> 標 榜 し て い る 診 療 科 名		
	<input type="checkbox"/> 役 員 の 氏 名 及 び 職 名	別紙のとおり	

備考 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。

様式第16号

指定医療機関指定申請事項変更届（薬局）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

指定医療機関指定申請書に記載した事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 事 項	保 険 薬 局	<input type="checkbox"/> 名 称	
		<input type="checkbox"/> 所 在 地	
		<input type="checkbox"/> 薬 局 コ ー ド	
	開 設 者	<input type="checkbox"/> 住所又は所在地	
		<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	
<input type="checkbox"/> 役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり	

備考 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。

様式第17号

指定医療機関指定申請事項変更届（指定訪問看護事業者等）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（事業者）

所在地

名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関指定申請書に記載した事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更	指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	<input type="checkbox"/> 名 称	
		<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地	
	代表者	<input type="checkbox"/> 住所	
		<input type="checkbox"/> 氏名	
事 項	訪問看護ステーション等	<input type="checkbox"/> 名 称	
		<input type="checkbox"/> 所 在 地	
<input type="checkbox"/> 役 員 の 氏 名 及 び 職 名		別紙のとおり	
<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号			

備考 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更後の内容を記入すること。

様式第18号

指定医療機関休止（廃止・再開）届（病院又は診療所）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

指定医療機関の業務を休止（廃止・再開）しましたので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
	医療機関コード	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
標 榜 し て い る 診 療 科 名		
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 の 別		休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 し た 日		年 月 日
休 止 の 場 合 は 、 そ の 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日

備考 休止、廃止又は再開のうち該当するものを○で囲むこと。

様式第19号

指定医療機関休止（廃止・再開）届（薬局）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

指定医療機関の業務を休止（廃止・再開）しましたので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
	薬 局 コ ー ド	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
休止・廃止・再開の別		休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止・廃止・再開した日		年 月 日
休止の場合は、その予定期間		年 月 日～ 年 月 日

備考 休止、廃止又は再開のうち該当するものを○で囲むこと。

様式第20号

指定医療機関休止（廃止・再開）届（指定訪問看護事業者等）

年 月 日

山形県知事 殿

届出者（事業者）

所在地

名称及び代表者氏名

㊞

指定医療機関の業務を休止（廃止・再開）しましたので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住 所	
氏 名			
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号			
休止・廃止・再開の別			休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止・廃止・再開した日			年 月 日
休止の場合は、その予定期間			年 月 日～ 年 月 日

備考 休止、廃止又は再開のうち該当するものを○で囲むこと。

様式第21号

指定医療機関指定辞退申出書（病院又は診療所）

年 月 日

山形県知事 殿

申出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

⑩

指定医療機関としての指定を辞退しますので、難病の患者に対する医療等に関する法律第20条の規定により、次のとおり申し出ます。

保険医療機関	名 称	
	所 在 地	
	医療機関コード	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		
指定辞退年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
指定辞退の予告期間		年 月 日～ 年 月 日

様式第22号

指定医療機関指定辞退申出書（薬局）

年 月 日

山形県知事 殿

申出者（開設者）

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

指定医療機関としての指定を辞退しますので、難病の患者に対する医療等に関する法律第20条の規定により、次のとおり申し出ます。

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
	薬 局 コ ー ド	
開 設 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
指 定 辞 退 年 月 日		年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
指 定 辞 退 の 予 告 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日

様式第23号

指定医療機関指定辞退申出書（指定訪問看護事業者等）

年 月 日

山形県知事 殿

申出者（事業者）

所在地

名称及び代表者氏名

㊞

指定医療機関としての指定を辞退しますので、難病の患者に対する医療等に関する法律第20条の規定により、次のとおり申し出ます。

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住 所	
		氏 名	
訪問看護ステーション等	名 称		
	所 在 地		
訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号			
指 定 辞 退 年 月 日			年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由			
指 定 辞 退 の 予 告 期 間			年 月 日～ 年 月 日

告 示

山形県告示第1047号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所又は所在地	
西田 忠一	最上郡金山町大字金山778番地	最上郡金山町大字金山字入田表752番11
柴田 陽幸	最上郡金山町大字金山1045番地2	最上郡金山町大字金山字魚清水987番ほか12筆
栗田 広基	最上郡金山町大字中田499番地	最上郡金山町大字金山字上野875番1ほか29筆
柴田 和義	最上郡金山町大字有屋22番地	最上郡金山町大字有屋字向田表318番3ほか9筆
柿崎 公一	最上郡金山町大字朴山52番地	最上郡金山町大字中田字下中田220番13ほか9筆
土田 今朝継	最上郡鮭川村大字石名坂743番の丁	最上郡鮭川村大字石名坂字小舟山554番4ほか4筆
青木 茂一	長井市平山1524番地	長井市成田字開基田二2688番ほか8筆
佐々木 孝吉	長井市五十川1505番地	長井市五十川字西表5746番ほか1筆
斎藤 茂	長井市白兔2165番地の1	長井市白兔字中里3515番ほか3筆
沼澤 幸七	長井市五十川4209番地	長井市五十川字東上川原一5012番
平田 耕一	長井市寺泉1337番地	長井市寺泉字蟹沢1308番1ほか5筆
手塚 晴雄	長井市寺泉2013番地	長井市寺泉字東平田5753番ほか6筆
樋口 義博	長井市寺泉776番地	長井市寺泉字東中ノ目5612番ほか2筆
鈴木 敏昭	長井市寺泉788番地	長井市寺泉字北野一5432番1ほか5筆
佐々木 茂	長井市寺泉558番地	長井市寺泉字谷地58番3ほか3筆
梅津 善助	長井市草岡1141番地	長井市草岡字二反五前3999番ほか3筆
若林 和彦	長井市草岡2396番地の2	長井市勸進代字岡前3621番ほか1筆
山口 正	長井市勸進代1679番地	長井市勸進代字唐梅前3326番ほか1筆

佐藤 隆志	長井市勸進代2546番地の4	長井市勸進代字蔵京前2964番ほか10筆
小笠原 裕行	長井市平山2628番地	長井市平山字舎子3095番ほか2筆
青木 与惣右エ門	長井市平山3565番地6	長井市平山字名地阿美3162番ほか5筆
片倉 功	長井市平山1891番地1	長井市平山字石佛3602番ほか3筆
佐藤 元泰	長井市平山1580番地	長井市平山字石佛3612番1ほか1筆
青木 兵右エ門	長井市平山1208番地	長井市平山字東桜町735番10ほか11筆
佐藤 正広	長井市平山1198番地	長井市平山字東桜町4211番
那須 清志	長井市九野本3568番地	長井市平山字川窪3273番ほか1筆
今野 仁志	長井市九野本3410番地の6	長井市九野本字館4852番ほか6筆
深澤 園博	長井市九野本2733番地	長井市九野本字西淀5023番ほか5筆
嶋貫 勝一	長井市九野本1864番地の2	長井市九野本字西石塚4106番ほか3筆
梅津 善之	長井市九野本1362番地	長井市九野本字落合1147番1ほか3筆
農事組合法人ファーム豊里	長井市時庭580番地	長井市時庭字上水口3495番ほか124筆
大河原 賢司	長井市今泉1112番地	長井市歌丸字界斉2516番ほか5筆
八巻 良裕	南陽市大橋1197番地	南陽市大橋字北2285番1ほか11筆
松田 繁徳	南陽市鍋田796番地	南陽市鍋田字柳田1263番1ほか5筆
島崎 真人	南陽市砂塚1893番地の1	南陽市竹原字町田80番1
阿部 一雄	鶴岡市下川字松葉10番地	鶴岡市下川字窪畑183番43ほか1筆
本間 吉典	鶴岡市下川字関根161番地	鶴岡市下川字窪畑15番1
アットファーム株式会社	東田川郡三川町大字東沼字興屋下36番地	鶴岡市辻興屋字街ノ上553番
株式会社ばんどう農園	鶴岡市勝福寺字下川田235番地	鶴岡市斎藤川原字林俣210番ほか7筆
兼子 誠	鶴岡市高坂字山口125番地	鶴岡市高坂字山口258番ほか3筆
三浦 克巳	鶴岡市八ツ興屋字土谷俣28番地	鶴岡市我老林字西川原75番ほか3筆
長谷川 茂	鶴岡市中橋字備川137番地	鶴岡市中橋字備川313番ほか6筆

五戸 富三	鶴岡市下清水乙226番地	鶴岡市下清水字向京田99番ほか 6筆
松浦 裕	鶴岡市東原町19番地66	鶴岡市中橋字備川292番ほか7 筆
菅原 豊	鶴岡市勝福寺字中通128番地	鶴岡市勝福寺字泉山218番ほか 5筆
小林 安秀	鶴岡市和名川字中谷地5番地1	鶴岡市砂塚字河戸向71番1ほか 5筆
福井 壽和	鶴岡市長沼字宮前126番地	鶴岡市長沼字宮前387番ほか1 筆
本間 篤	鶴岡市長沼字宮前29番地	鶴岡市長沼字荒田318番
加藤 久幸	鶴岡市古郡字長堰13番地	鶴岡市古郡字水押2番1ほか4 筆
富樫 俊昭	鶴岡市柳久瀬字ソブ田21番地	鶴岡市柳久瀬字新大谷地1番ほ か10筆
池田 淳一	鶴岡市谷地興屋字村中16番地	鶴岡市谷地興屋字大坪47番
池田 真	鶴岡市谷地興屋字村中11番地	鶴岡市谷地興屋字旗鉾20番
草島 孝志	鶴岡市谷地興屋字村中63番地	鶴岡市谷地興屋字佐渡10番
押井 安美	鶴岡市宝徳字西鴨田20番地1	鶴岡市荒俣字仲川原273番ほか 5筆
農事組合法人みます元氣村	鶴岡市箕升新田字中道32番地5	鶴岡市荒俣字小糠田62番ほか12 筆
上林 豊	鶴岡市添川字湯ノ沢62番地	鶴岡市添川字馬洗田105番ほか 2筆
松田 繁	鶴岡市東堀越字桔梗出92番地	鶴岡市東堀越字中田1番1ほか 9筆
山口 和久	鶴岡市平形字小町田1番地	鶴岡市平形字前田元81番ほか1 筆
山口 儀市	鶴岡市平形字前田元66番地	鶴岡市平形字元平形56番
草島 徹	鶴岡市谷地興屋字村中6番地	鶴岡市羽黒町屋字鳥ノ巣6番 2ほか1筆
富樫 孝弘	鶴岡市上山添字神明前148番地	鶴岡市常盤木字湯殿7番
五十嵐 与助	鶴岡市高坂字新沢田99番地	鶴岡市西荒屋字川原田35番1ほ か5筆
五十嵐 久	鶴岡市越中山字村田74番地	鶴岡市東岩本字衛門平151番ほ か1筆
株式会社あつみ農地保全組合	鶴岡市湯温海字湯之里284番地	鶴岡市関川字大道82番2ほか9 筆

2 認可年月日

平成26年12月16日

山形県告示第1048号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形県内（村山地域、最上地域、置賜地域）の次の路線
国道13号、国道47号、国道48号、国道112号、国道113号
- 2 公共測量を実施する期間
平成26年7月10日から平成27年1月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（道路基準点（200m）の整備）

山形県告示第1049号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者 山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
南陽市漆山地区内
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年7月10日から同年11月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量、レーザ計測、数値図化）

山形県告示第1050号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町及び同郡庄内町並びに飽海郡遊佐町地区内
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年5月30日から同年11月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（道路基準点測量）

山形県告示第1051号

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年6月18日 指令村総建第160号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡河北町谷地字月山堂1344番、1345番、1346番、1347番、1348番、1349番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西村山郡河北町谷地81番地 河北町長 田宮 栄佐美
新庄市北町6番20号 社会福祉法人平和春秋会

山形県告示第1052号

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年7月7日 指令村総建第168号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字山辺字蒲沖2870番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東村山郡山辺町大字山辺2809番地5 みつこしエスレート株式会社

山形県告示第1053号

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年10月14日 指令置総建第48号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
第1工区
南陽市長岡字南森西1737番の一部、俎柳字六百苧1001番1の一部、1001番2の一部、1001番2の地先水路、1034番1の一部、1034番1の地先道路、1034番1の地先水路、1034番1の地先堤塘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市郡山1226番地の1 有限会社青木不動産

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロに規定する者としての認定に係る審査（以下「駐車監視員資格者認定審査」という。）を次のとおり実施する。

平成26年12月26日

山形県公安委員会

委員長 小 林 由 紀 子

1 駐車監視員資格者講習

(1) 日時及び場所

内 容	日 時		場 所
講 義	期 日	平成27年2月9日（月）及び同月10日（火）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 講義 午前8時45分から午後5時まで 指示 午後5時から午後5時15分まで	
修了審査	期 日	平成27年2月17日（火）	
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 審査 午前9時から午前10時まで 発表 午前11時から正午まで	

(2) 受講申込書の受付期間等

イ 受付期間

平成27年1月5日（月）から同月26日（月）まで

ロ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

イ 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

ロ 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

(4) 申込みに必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（交通指導課若しくは最寄りの警察署で受領するか又は山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 受講手数料20,000円（相当する額の山形県収入証紙を、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された受講手数料は、還付しない。

(5) 定員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

(6) 講習受講に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講票

ロ 筆記用具

2 駐車監視員資格者認定考査

(1) 日時及び場所

日		時	場 所
期 日	平成27年2月17日（火）		山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
時 間	受付	午前8時15分から午前8時45分まで	
	考査	午前9時から午前10時まで	
	発表	午前11時から正午まで	

(2) 認定申請書の受付期間等

1の(2)と同じ。

(3) 認定申請書の提出先及び提出方法

1の(3)と同じ。

(4) 申込みに必要な書類等

イ 認定申請書 1通（交通指導課で受領すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

ニ 申請手数料4,500円（相当する額の山形県収入証紙を、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された申請手数料は、還付しない。

(5) 認定考査受検に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者認定考査受検票

ロ 筆記用具

3 問い合わせ先

本講習及び考査についての問い合わせは、交通指導課（電話023(626)0110 内線5124）に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年12月26日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2
- (2) 日時 平成27年2月13日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立中央病院清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (8) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (9) 本役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (10) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に一般病床数400床以上の病院で、当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務の契約期間が平成27年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- (11) 本役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（（財）医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。

(12) 本役務の履行にあたり、履行の確実性を保証又は証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成27年1月29日（木）午後3時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Central Hospital

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. February 13, 2015

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2660

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年12月26日

山形県立鶴岡病院長 神 田 秀 人

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室

(2) 日時 平成27年2月4日（水） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成27年3月1日から平成29年3月31日まで

(4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (10) 2の(1)の役務の履行において、過去5年以内に一般病床数120床以上の医療機関で当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係 電話番号0235(22)2690

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下、「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(8)、(9)、(10)に係る事項を証明する書類を平成27年1月26日（月）午前11時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Mental Medical Center
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. February 4, 2015
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL 0235(22)2690

平成26年12月26日印刷
平成26年12月26日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056